

「長期増分費用方式に基づく接続料の
平成28年度以降の算定の在り方について」
に対する意見

平成27年3月18日
東日本電信電話株式会社
西日本電信電話株式会社

■基本的な考え方について	2
■個別の検討事項について	
1. 平成28年度以降の接続料算定方式について	
①長期増分費用方式の適用について	3
②長期増分費用方式の適用に当たって用いるモデルについて	4
③NGN接続料との関係について	5
2. NTSコスト（き線点RT-GC間伝送路コスト）の扱いについて	6
3. 入力値（通信量等）の扱いについて	6
4. 東西均一接続料の扱いについて	7
5. 新たな算定方式の適用期間について	7
6. その他検討すべき事項	8

[別添] 参考資料

■基本的な考え方について

- 情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、移動通信の高速ブロードバンド化の進展、F M C市場の拡大、グローバルプレイヤーによる端末とアプリケーションサービスの一体提供等により、市場環境・競争環境の急激なパラダイムシフトが進んでいます。
- その中で、音声通信サービスを取り巻く環境は、携帯電話ユーザの拡大（約1.5億ユーザ）に加え、L I N E等による音声アプリケーションやコミュニケーションサービスの提供等により、コミュニケーションの手段が多様化しており、サービス提供事業者がN T Tのみであった電話時代から大きく変わってきています。
- 現に、長期増分費用（L R I C）方式が導入された平成12年度に約70億時間だった音声通信サービスの総トラヒックは約50%も減少し、特に、固定電話（P S T N）に係るトラヒックについては、約60億時間だったものが75%以上も減少し、そのうちのN T T東西の通話料収入だけでみれば、平成12年度から平成25年度に▲90%以上（▲約1兆円）と著しく減少しております。（参考1、2参照）
今後も、P S T Nに係る市場規模はますます縮小し、P S T Nの接続料水準が情報通信市場全体に与える影響や重要性は一層小さくなっていくものと想定されることから、当社としては、P S T Nの接続料規制を撤廃していただきたいと考えます。
- 仮に、P S T Nの接続料に対する規制を継続するとしても、L R I C方式の前提である「高度で新しい電気通信技術の導入によって、電気通信役務の提供の効率化が相当程度図られる」状況にはもはやないことから、L R I C方式をP S T Nの接続料算定に用いることは不適切であると考えます。

(前頁からの続き)

○そのため、仮に接続料規制が撤廃されない場合には、適切なコスト回収・原価算定が図れるよう、LRIC方式から実際費用方式(実績原価)への見直しを行っていただきたいと考えます。

LRIC費用については、平成25年度には実際費用を約500億円下回っている状況において、当社としては引き続きコスト削減に努めていくものの、需要が大きく縮減する状況にある中、到底、このような大きな差分を更なるコスト削減努力により解消できるものではありません。

■個別の検討事項について

1. 平成28年度以降の接続料算定方式について

①長期増分費用方式の適用について

○接続料算定方式については、LRIC方式をPSTNの接続料算定に用いることは不適切であり、適切なコスト回収・原価算定が図れるよう、LRIC方式から実際費用方式(実績原価)への見直しを行っていただきたいと考えます。

○効率性については、当社としてはこれまで、大規模な経営効率化(構造改革等)を推進し、OS会社化による賃金水準の大幅な切り下げ、希望退職の実施、新規採用の凍結、年金の給付水準の引き下げ、物件費の効率化等、あらゆるコスト削減に取り組んできたところです。

とりわけ、接続料の対象となる管理部門コストについては、固定電話網の新規投資の原則停止、113受付業務の集約、相互接続業務の集約等の施策によりコスト削減に取り組み、LRIC導入当初の平成12年度において約1.3兆円であったコストを、平成25年度においては▲約8割減の約3,200億円にまで削減してきており、効率的な事業運営を実施してきていると考えております。

②長期増分費用方式の適用に当たって用いるモデルについて

- PSTN接続料の算定にPSTNとは装置やネットワーク構成が全く異なるIP網を前提としたモデルを適用することは、原価に対して適正な接続料とはならず、不適切であると考えます。
- また、今回「長期増分費用モデル研究会」において検討されたIP-LRICモデルについては、以下のとおり、平成28年度時点にPSTNを用いて提供されていると見込まれるサービス・機能を実現可能なモデルになっていない等の課題があるため、接続料算定に用いることは不適切であると考えます。
 - ・緊急通報及び公衆電話に係る一部の機能（緊急通報における二重故障時の迂回接続対応機能、公衆電話における課金信号の伝送機能等）について、IP網での実現方式が定まっていないため、その具備に係るコストが織り込まれていないこと
 - ・モデルに採用されている装置では、FRTに收容されたユーザを物理的に收容できないこと
- さらに、OAB～J-IP電話相当の音声品質が確保できないモデルや、現に提供しているアンバンドル機能が提供できないモデルは採り得ないと考えます。

③ N G N 接続料との関係について

○ P S T N から I P 網への移行の進展により、接続事業者が当社に支払う接続料について、P S T N に係るものが減少し、I P 電話に係るもの（N G N 接続料）が徐々に増加していることを踏まえると、I P 網への移行の進展状況を踏まえた対応の必要性を検討するにあたっては、P S T N に係る接続料支払額だけに着目するのではなく、P S T N と I P 電話トータルでの接続料支払額の推移にも着目すべきと考えます。

その点、N G N 接続料の水準は低廉化してきており、ここ数年は、接続事業者のトータルでの接続料支払額は減少する傾向にあります。また今後も、P S T N から I P 網への移行の進展に伴い、安価な N G N 接続料のウエイトが大きくなることが見込まれ、接続事業者の接続料支払額は更に低減していくものと考えられます。

こうした I P 網への移行の進展状況を踏まえると、P S T N トラヒックの減少に伴い P S T N 接続料が上昇したとしても、更なる措置・対応は不要であると考えます。むしろ、P S T N 接続料を意図的に抑制するために、P S T N 接続料と N G N 接続料を加重平均した場合、P S T N から I P 網への移行を妨げることになりかねないと考えます。

○ それでもなお料金政策として、P S T N 接続料水準の上昇を抑制する必要があるということであれば、発信側は着信側が P S T N なのか、I P 電話なのかを判別できない点に着目し、P S T N と I P 電話の合算した原価を P S T N と I P 電話の合算需要で除して算定した接続料（加重平均値）を、双方に適用することは、ひとつの選択肢として採り得るものと考えます。ただし、その際には、適切なコスト回収及び原価算定とする観点や、先述のとおり、もはや L R I C を採用する意義は乏しくなっていることを踏まえ、双方とも実績原価方式により算定する必要があると考えます。

2. NTSコスト（き線点RT-GC間伝送路コスト）の扱いについて

○ NTSコストのうち、き線点RT-GC間伝送路コストについては、平成19年度に、利用者負担（ユニバーサルサービス料）の抑制を図る観点からユニバーサルサービス基金制度の補填対象額の算定方法の見直し（ベンチマーク：全国平均⇒全国平均+2σ）に伴い、接続料の原価に算入するとしたものです。従って、今後、ユニバーサルサービス基金制度を見直さない限り、引き続き接続料の原価とせざるを得ないものと考えます。

3. 入力値（通信量等）の扱いについて

○ 本来、接続料金については、適用年度に要したコストを適切に回収する観点から、適用年度のコスト・需要を用いて算定すべきであり、接続料の算定に用いる通信量については、現在採用している前年下期+当年上期を予測した通信量ではなく、適用年度を予測した通信量を用いることが適当と考えます。

※ 過去の実績を検証してみると、適用年度の実績通信量との乖離が小さいのは、適用年度を予測した通信量となっております（▲0.9%~+0.2%）

・ 予測と実績の乖離（H25年度 GC経由トラヒック）

	回数			時間		
	実績 〔H25.4 ~H26.3〕	予測	乖離	実績 〔H25.4 ~H26.3〕	予測	乖離
適用年度 予測 〈12ヶ月予測〉	42,758	42,848	+0.2%	1,308	1,296	▲0.9%
前年度下期 +適用年度上期 予測 〈3ヶ月実績+9ヶ月予測〉		45,730	+7.0%		1,395	6.6%

4. 東西均一接続料の扱いについて

- 従来、固定電話の市内通話については、ユニバーサルサービスとして位置づけられ、全国均一料金で提供することに対する社会的要請が強かったこと、並びに、東西別接続料金の導入がユーザ料金の東西格差に波及するおそれがあったことを踏まえ、東西均一接続料金が採用されてきたところです。
- その後、固定電話の市内通話は、平成18年度にユニバーサルサービスの対象から除外され、競争市場の中でサービス提供を確保する仕組みとなり、制度的にはユーザ料金は市場実勢の中で決定される環境となっています。
- 従って、基本的には東西会社毎のコストに応じた接続料が望ましいと考えますが、接続料金の東西格差の検討にあたっては、市内通話がユニバーサルサービスの対象サービスであったことを踏まえ、ユーザ料金の全国均一料金での提供に対する社会的要請に十分配慮することが必要であると考えます。

5. 新たな算定方式の適用期間について

- 本来、実際費用方式に直ちに移行すべきと考えますが、次期見直し後に実績原価方式に移行することを前提に、当面はLRICモデルを適用とした場合の改良モデルの適用期間については、以下の理由から、3年以上の長期にすべきと考えます。
 - ・ 事業運営の中期的な展望・予見性を確保する観点から算定方法の頻繁な変更は好ましくないこと
 - ・ PSTNは当面存続することから、その間3年程度、改良モデルを継続して適用しても問題は生じないこと

6. その他検討すべき事項

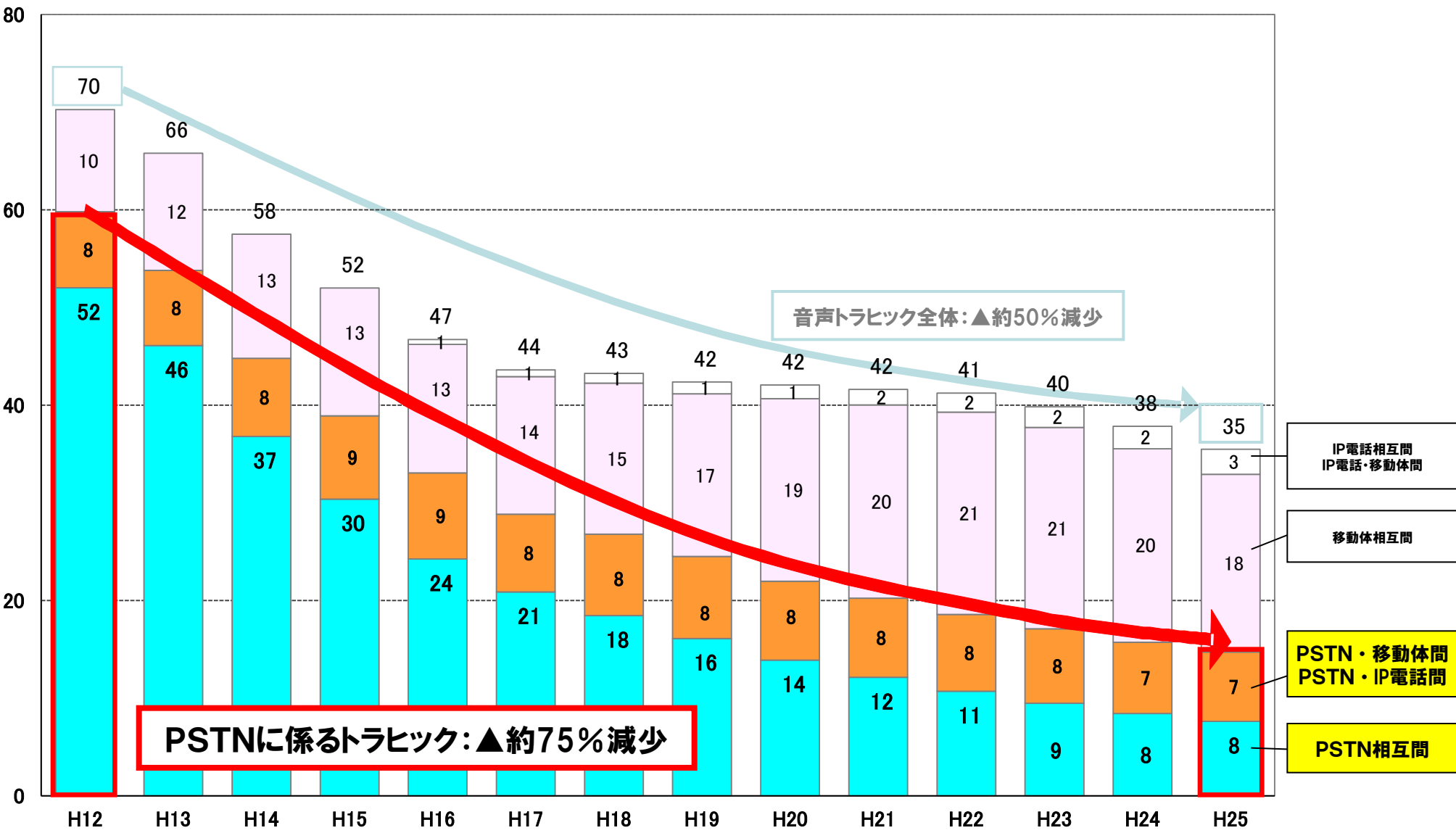
- 6次モデルでは、実際のネットワークとLRICモデルのネットワークにおいて法定耐用年数を経過した設備の割合（償却済み比率）に差異があることに着目して、その差異を解消する補正が織り込まれましたが、これは、最新の需要に応じた設備を新たに構築し、その投資額を耐用年数で平準化して年間コストを算定するというLRIC方式の前提とは相容れないものと考えられることから、当該補正については、取り止めるべきと考えます。

参考資料

「長期増分費用方式に基づく接続料の
平成28年度以降の算定の在り方について」
に対する意見

通信量（時間）推移

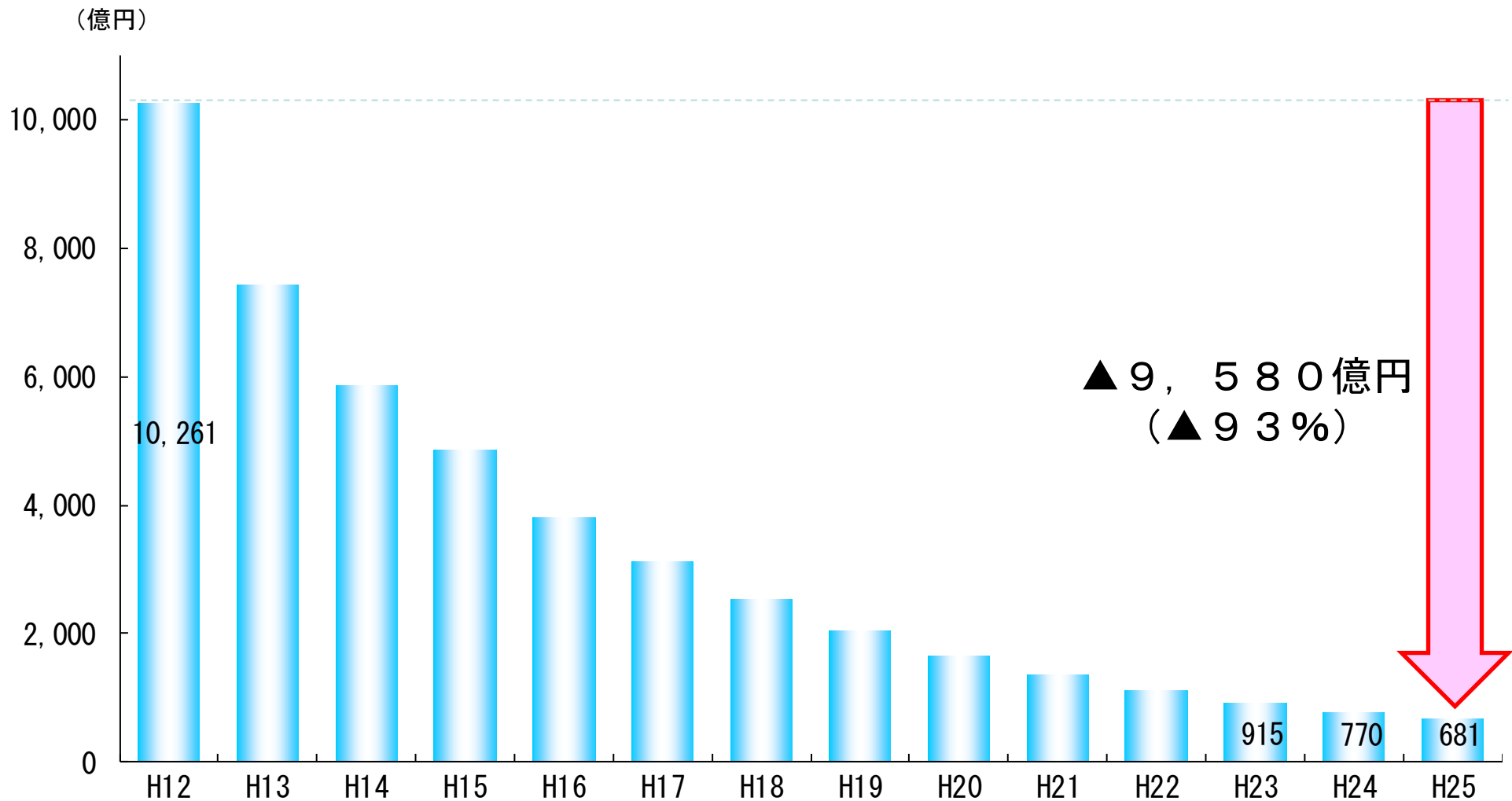
(億時間)



(出典)総務省「通信量からみた我が国の音声通信利用状況」
 ※「PSTNに係るトラヒック」には、NTT東西以外のものを含む。

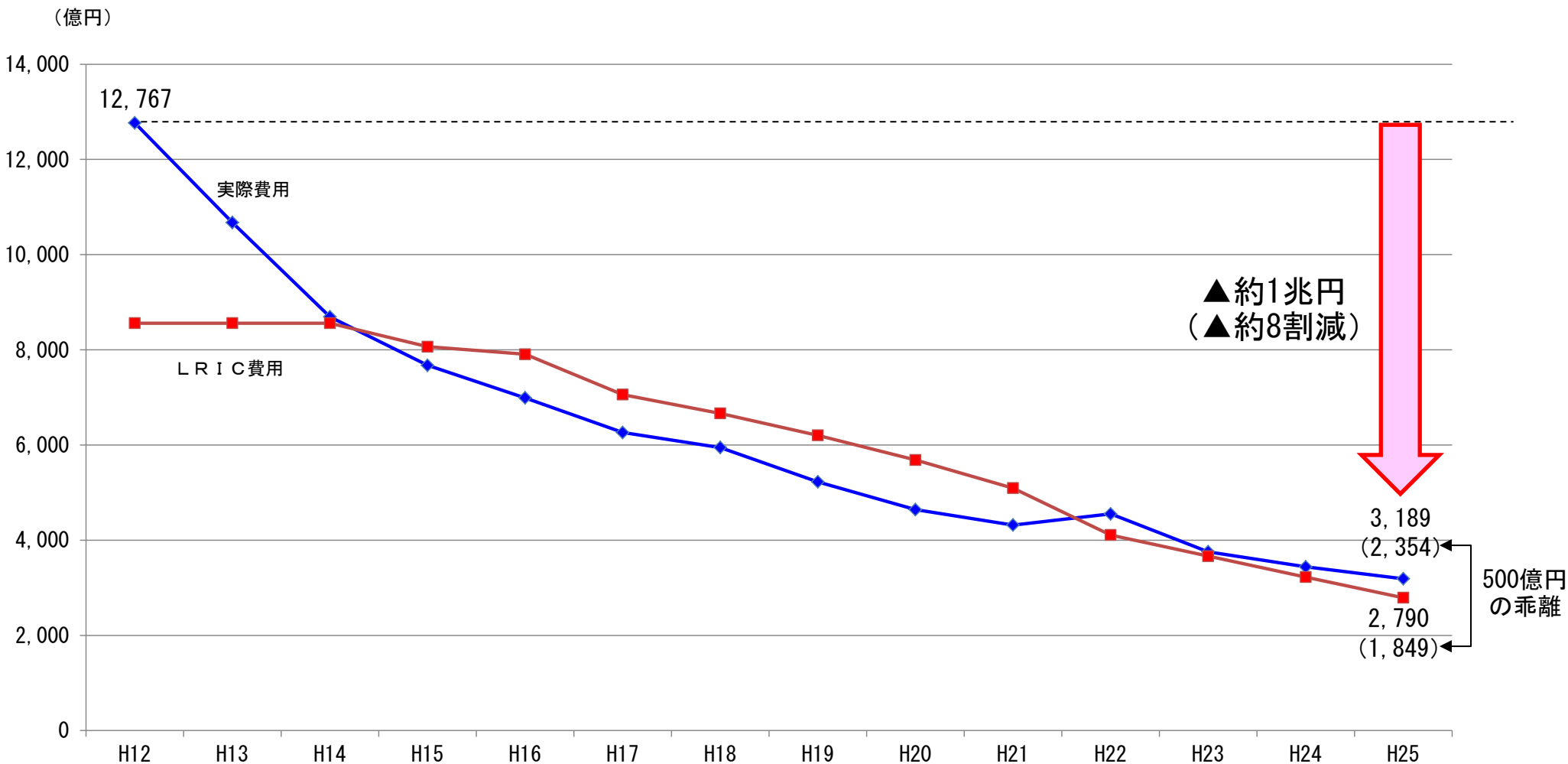
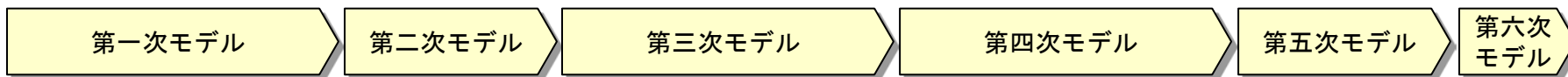
N T T 東西の通話料収入の推移

N T T 東西の通話料収入は、市場の縮小や競争の進展等により、L R I C 導入時のH 1 2 年当時と比べて、▲ 9, 5 8 0 億円 (▲ 9 3 %) と、著しく減少。



※ N T T 東西の市内通話料と市外通話料の合計額

実際費用とLRIC費用の推移



※ N T Sコストを含む。

※ () 内は、接続料算定に含まないN T Sコストを除いた接続料原価ベース。

LRIC接続料金等の推移

参考4

事業者別の接続料支払額の状況について

参考5

事業者別の接続料支払額（LRIC対象のGC接続・IC接続及びNGNのIGS接続）については、減少傾向にある。

事業者別の接続料支払額について

(G C接続・I C接続を実績原価ベースに置き換えた場合の試算)

参考6

事業者別の接続料支払額（L R I C対象のG C接続・I C接続及びN G NのI G S接続）は減少傾向にあるが、G C接続・I C接続を実績原価ベースに置き換えた場合でも、接続料支払額の減少傾向は変わらない。